◇**関税定率法等の一部を改正する法律**（法律第六号）（財務省）

1　個別品目の関税率の見直し

プロポリス原塊及びセルラーバンブーパネルの分類変更に伴い、税細分を新設し、改正前の関税率を維持することとした。（関税定率法別表及び関税暫定措置法別表第二等関係）

2　加熱式たばこに係る簡易税率の新設

入国者が携帯し、又は別送して輸入する加熱式たばこに係る簡易税率を新設することとした。（関税定率法別表の付表第一関係）

3　加算税制度の見直し

国税の加算税制度の見直しを踏まえ、関税の無申告加算税についての割合の見直し等の規定の整備を行うこととした。（関税法第一二条の三及び第一二条の四等関係）

4　税関事務管理人制度の拡充

非居住者が税関関係手続等を処理させるために税関事務管理人を定めて税関長に届け出る制度（税関事務管理人制度）について、届出がない場合、税関長が国内関連者を税関事務管理人として指定できる等の規定の整備を行うこととした。（関税法第九五条等関係）

5　暫定税率等の適用期限の延長等

㈠　令和五年三月三一日に適用期限の到来する暫定税率及び特別緊急関税制度について、これらの適用期限を一年延長するとともに、加糖調製品の暫定税率を引き下げることとした。（関税暫定措置法第二条、第七条の三、第七条の四及び別表第一等関係）

㈡　令和五年三月三一日に適用期限の到来する航空機部分品等免税制度及び加工再輸入減税制度について、これらの適用期限を三年延長することとした。（関税暫定措置法第四条及び第八条関係）

6　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和五年四月一日から施行することとした。

◇**水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律**（法律第七号）（農林水産省）

1　水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の有効期限を五年間延長し、令和一〇年三月三一日までとすることとした。（附則第二項関係）

2　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇**駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律**（法律第八号）（厚生労働省）

一　駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正関係

駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限（平成三五年五月一六日まで）を五年延長し、令和一〇年五月一六日までとすることとした。（第一条関係）

二　国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正関係

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限（平成三五年六月三〇日まで）を五年延長し、令和一〇年六月三〇日までとすることとした。（第二条関係）

三　この法律は、公布の日から施行することとした。

◇**戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改正する法律**（法律第九号）（厚生労働省）

1　戦没者等の妻に対する特別給付金の支給

㈠　昭和六年九月一八日以後に死亡した者の妻として、令和五年四月一日において、公務扶助料、遺族年金等の受給権を有する戦没者等の妻に対し、特別給付金として、額面一一〇万円、五年償還の国債を支給することとした。（第一条関係）

㈡　昭和六年九月一八日以後に死亡した者の妻として、令和一〇年四月一日において、公務扶助料、遺族年金等の受給権を有する戦没者等の妻に対し、特別給付金として、額面一一〇万円、五年償還の国債を支給することとした。（第二条関係）

㈢　その他関係法律について所要の改正を行うこととした。（第三条～第一二条及び附則第五条関係）

2　施行期日等

㈠　この法律の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第二条～第四条関係）

㈡　この法律は、令和五年四月一日から施行することとした。ただし、1の㈡及び2の㈠の一部については、令和一〇年四月一日から施行することとした。

◇**在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令**（政令第一五五号）（外務省）

1　在外公館に勤務する外務公務員に支給する在勤基本手当の額を改定することとした。（別表第一関係）

2　在外公館に勤務する外務公務員に支給する住居手当の控除額及び限度額を改定することとした。（別表第二関係）

3　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇**防衛省組織令及び統計法施行令の一部を改正する政令**（政令第一五六号）（防衛省）

1　地方協力局労務管理課の所掌事務の特例（駐留軍関係離職者等臨時措置法の規定による特別給付金に関する事務）の期限（令和五年五月一六日まで）を五年延長し、令和一〇年五月一六日までとするとともに、関係規定を整理することとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**水産加工業施設改良資金融通臨時措置法施行令及び東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令**（政令第一五七号）（農林水産省）

一　水産加工業施設改良資金融通臨時措置法施行令の一部改正関係

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法（昭和五二年法律第九三号）に基づいて株式会社日本政策金融公庫が貸し付ける資金の償還期限を一五年から二五年とすることとした。（第一条関係）

二　東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部改正関係

1　令和五年三月三一日までとなっている水産加工業施設改良資金融通臨時措置法施行令（昭和五二年政令第三二八号。以下「水産加工資金法施行令」という。）第二項に係る特例措置の適用期間を一年間延長し、令和六年三月三一日までとすることとした。（第二条関係）

2　水産加工資金法施行令第二項の償還期限の特例について、現行の一五年から一八年への延長を、二五年から二八年への延長とすることとした。（第二条関係）

三　施行期日

この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令**（政令第一五八号）（財務省）

1　関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴い、次により関係政令の整備を行うこととした。

㈠　無申告加算税の割合引上げの判定に用いる税額の対象から控除する税額の計算方法を規定することとした。（関税法施行令第九条の二関係）

㈡　税関事務管理人を定めたときの届出書の記載事項及び添付書類を拡充するほか、税関事務管理人の指定対象となる国内便宜者が有すべき申告者等との間の特殊の関係等について規定の整備を行うこととした。（関税法施行令第八四条及び第八四条の二等関係）

㈢　入国者が携帯し、又は別送して輸入する加熱式たばこのうち、簡易税率を新設したものについて、入国者の輸入貨物に対する簡易税率を適用しない貨物から除くこととした。（関税定率法施行令第一条の二関係）